

3. 労働者の健康情報を取り扱うに際しての事業者の義務等

(2) 事業者による収集

事業者は、労働者の健康情報を収集する際には、上記の個人情報保護法の趣旨にのっとり、1)法令に基づく場合、2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、等の特別な場合を除き、利用目的を明らかにした上で、本人の同意を得なければならない。

労働者から提出された診断書の内容以外の情報について医療機関から健康情報を収集する必要がある場合においても同様である。

このような場合に備えて、事業者はあらかじめ衛生委員会等の審議を踏まえて、医療機関から必要な情報を収集するための本人の同意の取り方や基本的な項目と手続き等を定めておくことが望ましい。

安衛法では、事業者に対して健康診断の実施（同法第66条）、その結果の記録（同法第66条の3）とその結果に基づく必要な措置（同法第66条の5）を義務付けており、さらに、労働者に対しても受診義務（同法第66条第5項）が規定されているため、事業者に対して労働者の健康情報が当然に提供されることになっていることから、労働者に対する健康診断の受診の義務化について個人情報の保護の観点から検討を行う必要があるとの意見があった。

すなわち、1)安衛法の趣旨・目的と労働者のプライバシーの保護や選択権とを比較した場合、労働者に対する健康診断の受診の義務化は妥当かどうか、2)仮に義務化は妥当であったとしても、現行制度の義務化の方策が妥当かどうか、についての以下のような議論があった。

労働者に健康診断受診を義務付けるという方向を変えるべきとの意見として

- 1)労働者に健康診断の受診義務を課して、その結果として個人情報の提供を義務化している現行の安衛法の規定は、個人情報保護の観点からは適当でなく、別個の方法を考えるべきではないか。例えば、一般健康診断に限り同法第66条第5項の労働者の受診義務を削除し、これと引き換えに事業者の健康診断の実施義務に対応する労働者の健康診断を受ける権利を明確化することが考えられる。

2)安衛法第66条第5項は、国が労働者に対して健康診断の受診を義務化したものであって、この規定に基づいて事業者は労働者に対して受診を命ずることはできないとの見解もあり、この見解によれば安衛法における労働者の受診義務の規定をはずし、就業規則等に明記することにより、事業者は労働者に対して直接受診を命ずることができるようになり、労働者の権利と義務が一層明確になるとともに、受診率との関係でも現在の法定健康診断の制度が実効化していくと言える。

といった意見があった。

労働者に健康診断受診を義務付ける方向を変えるべきでないとする意見として

- 1)労働者の受診義務の規定をはずしても、事業者が健康診断を実施しなければならない義務が残ることから、労働者は自らの義務ではなく事業者の法遵守のために健康診断を受けなければならないこととなり、事業者として労働者に健康診断を受診させなければならない義務は重くなり、受診を望まない労働者への説得は難しくなる。その結果として、健康診断の受診率が上昇するとは考えにくく、むしろ低下する懸念がある。
- 2)安衛法で労働者に義務付けられている一般健康診断には、個々の労働者の健康を確保する目的、労働者を集団としてとらえて健康を調査する目的、そして、伝染性の疾患、具体的には結核等の疾病の蔓延から職場を守る目的の三つがあり、労働者の受診義務をなくした場合、事業者はこれらの目的を果たすことが困難となる。
- 3)過重労働による健康障害がなお存在するというわが国の現状から、現時点で労働者の健康診断の受診義務をはずすことには危険が大きすぎる。

などとする意見があった。

この件に関しては、将来の課題であるなどの様々な意見が出されたが、結局現行制度を変更することには、現時点では消極的な見解が大勢であった。

しかし、このように国が労働者に対して健康診断の受診を義務付けている結果、本人の意思に関わらず、個人の特に機微な情報といわれる健康情報が事業者に把握されることから、その情報保護の措置も、国によって適切に講じられる必要があると考えられる。

また、法定の健康診断において、国が健康診断の項目を定め、また事業者が検査値そのものを収集するよう運用している点をどのように考えるべきかとの議論もあり、

- 1)健康診断の項目を国で定めなければ、事業者によって健康診断に格差が生じるので、

現状どおり定期健康診断において、標準の項目を設けるべき。との意見が大勢であったが、一方で

- 2)労働者が自らの権利として、事業者の費用負担により、一定の検査を受け、健康の維持に必要な情報を得るとの観点からすれば、国が健康診断の項目を義務付けるより、労使関係の問題として取り扱うべきではないか。

との見解も提示された。